

農地部会議事録

1、日 時	平成 29 年 3 月 6 日 (月)
2、場 所	中津市役所 3 階 303・304 会議室
3、出席委員	2 番委員、3 番委員、4 番委員、6 番委員、8 番委員、10 番委員、12 番委員、15 番委員、16 番委員、20 番委員、21 番委員、25 番委員、26 番委員、27 番委員、29 番委員、33 番委員、35 番委員、38 番委員
4、欠席委員	なし
5、事務局	事務局長、次長、事務職員 6 名、農政振興課職員
6、議 題	別紙議案書のとおり
7、開 会	午前 9 時 30 分 農業委員会長、開会を宣する
8、署名委員	12 番委員、15 番委員
事務局長	資格の確認をさせていただきます。 本日の出席委員は 18 名中 18 名の出席であります。 会長よろしくお願い致します。
会長 (以下、議長)	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	議事に入ります前に議事録署名委員ですが、 議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、12 番委員、15 番委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号 議 長	農業委員会等に関する法律第 6 条の 1 の規定による所掌事務の審議 議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について、 1 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	1 番、所在 大字 大塚 字 前濱、地番 471 番、地目 台帳現況共に田、面積 687 m ² 、貸人 ○○ △△□□、借人 ○○ △△□□、解約後の目的 自作、解約届出日 平成 29 年 2 月 7 日 合意解約の通知です。
議 長	事務局より読み上げのございました議第 1 号 1 番について、 2 番委員より調査報告をお願いします。

2番委員		1番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は自作となっております。
議	長	議第1号1番については、2番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第1号1番は承認と致します。続いて2番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局		2番、(同様に読み上げ)
議	長	事務局より読み上げのございました議第1号2番について、3番委員より調査報告をお願いします。
3番委員		2番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は自作となっております。
議	長	議第1号2番については、3番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第1号2番は承認と致します。続いて3番、4番の審議に入る前に8番委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触する内容が含まれておりますので、一時退席をお願いします。
		(8番委員 退席)
議	長	それでは3番、4番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局		3番、(同様に読み上げ)
		4番、(同様に読み上げ)

<p>議 長</p> <p>10 番委員</p>	<p>事務局より読み上げのございました議第 1 号 3 番、4 番について、10 番委員より調査報告をお願いします。</p> <p>3 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p> <p>4 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 1 号 3 番、4 番については、10 番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 1 号 3 番、4 番は承認と致します。8 番委員の入室を許可します。</p> <p>(8 番委員 着席)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>続いて 5 番の読み上げを事務局よりお願いします。</p> <p>5 番、(同様に読み上げ)</p>
<p>議 長</p> <p>8 番委員</p>	<p>事務局より読み上げのございました議第 1 号 5 番、6 番について、8 番委員より調査報告をお願いします。</p> <p>5 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p> <p>6 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は 5 条申請となっております。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 1 号 5 番、6 番については、8 番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	ご異議ありませんので、議第1号5番、6番は承認と致します。続いて7番、8番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	7番、(同様に読み上げ) 8番、(同様に読み上げ)
議 長	事務局より読み上げのございました議第1号7番、8番について、16番委員より調査報告をお願いします。
16番委員	7番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。 8番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は自作となっております。
議 長	議第1号7番、8番については、16番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号7番、8番は承認と致します。続いて9番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	9番、(同様に読み上げ)
議 長	事務局より読み上げのございました議第1号9番について、20番委員より調査報告をお願いします。
20番委員	9番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。
議 長	議第1号9番については、20番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)

<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第1号9番は承認と致します。 続いて10番、11番、12番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>10番、(同様に読み上げ)</p> <p>11番、(同様に読み上げ)</p> <p>12番、(同様に読み上げ)</p>
<p>議 長</p> <p>26番委員</p>	<p>事務局より読み上げのございました10番、11番、12番について、 26番委員より調査報告をお願いします。</p> <p>10番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p> <p>11番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p> <p>12番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第1号10番から12番については、26番委員のご報告の通りです。 ご異議等ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ご異議ありませんので、議第1号10番から12番は承認と致します。 続いて13番、14番の読み上げを事務局よりお願いします。</p> <p>13番、(同様に読み上げ)</p> <p>14番、(同様に読み上げ)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より読み上げのございました議第1号13番、14番について、 38番委員より調査報告をお願いします。</p>

<p>38 番委員</p>	<p>13 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p> <p>14 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 1 号 13 番、14 番については、38 番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>全委員</p>	<p>ご異議等ありませんので、議第 1 号 13 番、14 番は承認と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 2 号</p>
<p>議第 2 号 議 長</p>	<p>農用地利用集積計画（案）について審議に入る前に 8 番委員、26 番委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触する内容が含まれておりますので、一時退席をお願いします。</p> <p>(8 番委員、26 番委員 退席)</p>
<p>議 長</p> <p>農政振興課</p>	<p>それでは農政振興課担当者、説明をお願いします。</p> <p>(平成 29 年 (3 月分) 農用地利用集積計画 (案) について説明する。)</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、説明のありました平成 29 年 (3 月分) 農用地利用集積計画 (案) について審議をお願いします。ご意見等はありませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>全委員</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見等ありませんので、議第 2 号 平成 29 年 (3 月分) 農用地利用集積計画 (案) については、承認と致します。</p> <p>8 番委員、26 番委員の入室を許可します。</p> <p>(8 番委員、26 番委員 着席)</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで農政振興課職員は職務がありますので退席します。</p>

		(農政振興課 退席)
議第3号 議長		議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、 1番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局		1番、所在 大字 蛸瀬 字 古浜東、地番 1002 番 1、地目 台帳現況共に畑、 面積 416 m ² 、譲渡人 ○○ △△□□、譲受人 ○○ △△□□、所有権移 転売買の申請です。
議長		事務局より読み上げのありました1番についての調査報告は、 2番委員にお願いします。
2番委員		1番について報告します。場所は、蛸瀬地区共同墓地の東側に位置 しております。譲受人は農地取得要件等満たしており特に問題はありません。西部地区審議会では許可相当とし、農地部会へ進達しました。ご 審議のほど、よろしくお願いします。
議長		1番については、2番委員のご報告の通りです。 ご異議等ありませんか。
全委員		(異議なし)
議長		ご異議等ありませんので、議第3号1番については許可と致します。 続いて、2番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局		2番、(同様に読み上げ)
議長		事務局より読み上げのありました2番についての調査報告は、 15番委員にお願いします。
15番委員		2番について報告します。場所は、国道213号線TOTO前の信号のある交 差点を南に約150m進んだところになります。譲受人は農地取得要件を満 たしており、特に問題はありません。東部地区審議会では許可相当とし、 農地部会へ進達しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長		2番については、15番委員のご報告の通りです。

<p>全委員</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議ないようですので、議第3号2番については許可と致します。続いて事務局より3番から12番の読み上げをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3番、(同様に読み上げ)</p> <p>4番、(同様に読み上げ)</p> <p>5番、(同様に読み上げ)</p> <p>6番、(同様に読み上げ)</p> <p>7番、(同様に読み上げ)</p> <p>8番、(同様に読み上げ)</p> <p>9番、(同様に読み上げ)</p> <p>10番、(同様に読み上げ)</p> <p>11番、(同様に読み上げ)</p> <p>12番、(同様に読み上げ)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より読み上げのありました3番から12番についての調査報告を、16番委員をお願いします。</p>
<p>16番委員</p>	<p>3番から9番については譲受人が同じであり関連しておりますので一括で報告します。場所は、県道中津高田線田尻交差点を中津港方面へ向かいヨロズ自動車前の道を東に入り、約500m進んだところになります。譲受人は農地取得要件を満たしており、特に問題はありませぬ</p> <p>10番について報告します。場所は、中津日田道路定留インターから中津港方面へ約1.5km進んだところの西側の農地です。譲受人は農地取得要</p>

		<p>件を満たしており、特に問題はありません</p> <p>11 番について報告します。場所は、国道 213 号線植野交差点から宇佐方面へ約 100m 進み、北に約 300m 入ったところになります。譲受人は農地取得要件等満たしており、特に問題はありません。</p> <p>12 番について報告します。場所は、国道 213 号線沿い中尾倉庫から北に入り、約 200m 進んだところになります。譲受人は農地取得要件を満たしており、特に問題はありません。3 番から 12 番については東部地区審議会では許可相当とし、農地部会へ進達致しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議	長	3 番から 12 番については、16 番委員のご報告のとおりです。ご異議等ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議等ないようですので、議第 3 号 3 番から 12 番については、許可と致します。続いて、13 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局		13 番、(同様に読み上げ)
議	長	事務局より読み上げのありました 13 番についての調査報告は、20 番委員にお願いします。
20 番委員		13 番について報告します。場所は、三光桃団地入口の手前になります。譲受人は農地取得要件を満たしており、特に問題はありません。三光地区審議会では許可相当とし、農地部会へ進達致しました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議	長	13 番については 20 番委員のご報告のとおりです。ご異議等ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議等ないようですので議第 3 号 13 番については許可と致します。

	<p>続いて 14 番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>14 番、(同様に読み上げ)</p>
議長	<p>事務局より読み上げのありました 14 番についての調査報告は、29 番委員にお願いします。</p>
29 番委員	<p>14 番について報告します。場所は、深耶馬溪に温泉施設もみじの湯があります。そこから約 100m上がったところを右折し約 1km 進んだところになります。譲受人は農地取得要件等満たしており、特に問題はありませぬ。耶馬溪地区審議会では許可相当とし、農地部会へ進達致しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>14 番については 29 番委員のご報告のとおりです。ご異議等ありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議等ないようですので議第 3 号 14 番については許可と致します。</p>
25 番委員	<p>議長、よろしいですか。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
25 番委員	<p>現在、中津市の中山間地域には空き家が増えており、農地が付随しているものも増えています。中津市では、中山間地域においては農地取得要件の下限面積を 3000 m²としています。空き家を取得した場合、農地も同時に取得できるようになればいいと思います。空き家に付随した農地について、下限面積を再度設定したいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>ただ今 25 番委員から中山間地域における空き家に付随した農地に対して、下限面積を緩和できないだろうかという意見がありました。中山間の空き家に付随した農地の取得要件の緩和については、皆さんでよく話し合う必要があると思います。総会を開いてこの件については審議をしたいと思うのですがどなたかご意見ありませんか。</p>

全委員	(意見なし)
議 長	ご意見等ないようですので、この中山間地域における空き家に付随した農地の下限面積については、総会を開き、全員で協議を行うこととします。
議第4号	議第4号
議 長	農地競売公売買受適格証明書に関する件について1番、事務局より読み上げをお願いします。
事務局	1番、所在 大字 上如水 字 寺ノ下、地番 690 番地 1、台帳 田 現況 畑、面積 256 m ² 、申請者 ○○ △△□□、所有権取得後の申請者の経営面積 所有地 8,099 m ² 、申請面積 256 m ² 、合計 8,355 m ² の申請です。
議 長	事務局より読み上げのありました1番についての調査報告を、2番委員をお願いします。
2番委員	1番について報告します。申請者については、農地取得要件を満たしており、特に問題はありません。農地の買受適格者であるように思われます。
議 長	1番については、2番委員のご報告のとおりです。ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議等ありませんので、議第4号1番については許可と致します。
議第5号	議第5号
議 長	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	1番、所在 大字 田尻 字 永迫、地番 2206 番 4、地目 台帳現況共に田、面積 544 m ² 、申請人 ○○ △△□□、農地種類 2 種、転用目的 農地造成用地 畑地転換による一時転用 許可後～4 ヶ月間の申請です。
議 長	事務局より読み上げのありました1番についての調査報告を、16番委員をお願いします。

16 番委員	<p>1 番について報告します。場所は、県道中津高田線和田小学校前の交差点を北上すると和間地区の公園があります。そこから西へ向かうと森があり、そこから約 300m 西へ進んだところになります。申請は、農地造成用地です。隣接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題はありません。東部地区審議会では許可相当とし、農地部会へ進達致しました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>1 番については、16 番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議等ありませんので、議第 5 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。</p>
議第 6 号 議 長	<p>議第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、1 番の読み上げを事務局より申し上げます。</p>
事務局	<p>1 番、所在 大字 角木 字 沖ノ浜、地番 565 番地、地目 台帳現況共に田、面積 585 m²、譲渡人 ○○ △△□□、譲受人 ○○ △△□□、農地種類 3 種、転用目的 宅地分譲用地 (2 区画) 計 585 m²、所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>事務局より読み上げのありました 1 番についての調査報告は、2 番委員に申し上げます。</p>
2 番委員	<p>1 番について報告します。場所は、県道中津高田線豊前建具前の交差点から小祝方面に進むと角木の墓地があり、その手前に位置しております。申請は宅地分譲用地 (2 区画) です。雨水については道路反対側の水路へ放流、排水については公共下水へ放流致します。隣接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題はありません。西部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達しました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>1 番については 2 番委員のご報告の通りです。</p>

全委員	<p>ご異議等ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議等ありませんので議第6号1番については許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続いて2番の審議に入る前に6番委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触する内容が含まれておりますので、一時退席をお願いします。</p> <p>(6番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは事務局より2番の読み上げをお願いします。</p>
事務局	<p>2番、(同様に読み上げ)</p>
議 長	<p>事務局より読み上げのありました2番についての調査報告は、3番委員をお願いします。</p>
3番委員	<p>2番について報告します。場所は、県道中津高田線蛸瀬入口の信号、牛神舞手川線を東に約300m進んだところになります。申請は賃貸共同住宅用地です。排水は公共下水へ、雨水については道路側溝へ放流します。隣接の同意、境界の確認等済んでおり、特に問題はありません。西部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達しました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>2番については3番委員のご報告の通りです。</p> <p>ご異議等ありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議等ありませんので議第6号2番については許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>6番委員の入室を許可します。</p> <p>(6番委員 入室)</p>
議 長	<p>続いて3番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>

事務局		3番、(同様に読み上げ)
議	長	事務局より読み上げのありました3番についての調査報告は、8番委員にお願いします。
8番委員		3番について報告します。場所は、高瀬の隣保館から、北に約200m進んだところの西側になります。申請は一般住宅用地です。排水は、合併浄化槽を設置し前面水路へ、雨水についても同様に前面水路に放流します。隣接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題はありません。南部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議	長	3番については、8番委員の報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議等ありませんので、議第6号3番については許可相当とし、県に進達致します。 続いて4番の審議に入る前に6番委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触する内容が含まれておりますので、一時退席をお願いします。
		(6番委員 退席)
議	長	それでは事務局より4番の読み上げをお願いします。
事務局		4番、(同様に読み上げ)
議	長	事務局より読み上げのありました4番についての調査報告は、8番委員にお願いします。
8番委員		4番について報告します。場所は、旧国道212号線万田の鶴居保育園の南側に位置しております。申請は一般住宅用地です。排水は、公共下水道に放流し、雨水については前面水路に流します。隣接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題はありません。南部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

<p>議 長</p>	<p>4 番については 8 番委員のご報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議等ありませんので議第 6 号 4 番については許可相当とし、 県に進達致します。 6 番委員の入室を許可します。</p> <p>(6 番委員 着席)</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>続いて 5 番、6 番の読み上げを事務局よりお願いします。</p> <p>5 番、(同様に読み上げ)</p> <p>6 番、(同様に読み上げ)</p>
<p>議 長 8 番委員</p>	<p>事務局より読み上げのありました 5 番、6 番についての調査報告は、 8 番委員にお願いします。</p> <p>5 番について報告します。場所は、県道万田四日市線ハートフル動物病院 から北に約 400m 進み、東にはいって約 100m 進んだところの南側になり ます。申請は、賃貸共同住宅分譲用地 (1 区画) です。排水は、合併浄化 槽を設置し前面水路へ、雨水についても同様に前面水路に流します。隣 接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題はありません。南部地 区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。</p> <p>6 番について報告します。場所は、県道万田四日市線廣池千九郎記念館先 を北側に曲った西側に位置します。申請は、一般住宅用地になります。 排水は、合併浄化槽を設置し前面水路へ、雨水についても同様に前面水 路に流します。隣接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題はあ りません。南部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しまし た。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>5 番、6 番については 8 番委員のご報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	<p>ご異議等ありませんので議第6号5番、6番については許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続いて事務局より7番、8番の読み上げをお願いします。</p>
事務局	<p>7番、(同様に読み上げ)</p> <p>8番、(同様に読み上げ)</p>
議 長	<p>事務局より読み上げのありました7番、8番についての調査報告は、12番委員をお願いします。</p>
12番委員	<p>7番について報告します。場所は、県道万田四日市線中津脳神経外科より大悟法方面に約300m進んだところ、有限会社小澤木材事務所の隣の土地になります。申請は、資材置場及び駐車場用地です。雨水は、地下浸透及び側溝へ流します。隣接の同意、境界の確認等済んでおり、特に問題はありません。南部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。</p> <p>8番について報告します。場所は、コミュニティバス北原入口より東に約500m進んだところの右側です。申請は、一般住宅用地です。排水は、合併浄化槽を設置し、前面道路側溝に放流し、雨水についても同様、前面道路側に溝放流します。隣接の同意、境界の確認等済んでおり、特に問題はありません。南部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>7番、8番については12番委員の報告のとおりです。</p> <p>ご異議等ありませんか。</p>
全委員	(異議なし)
議 長	<p>ご異議等ありませんので、議第6号7番、8番については許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続いて、9番、10番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>

事務局	<p>9番、(同様に読み上げ)</p> <p>10番、(同様に読み上げ)</p>
議 長	<p>事務局より読み上げのありました9番、10番についての調査報告は、15番委員にお願いします。</p>
15番委員	<p>9番について報告します。場所は、県道108号線川島整形外科病院の東側にうどん屋さんがあり、その南側になります。申請は貸駐車場用地です。雨水は、市道側溝へ放流します。隣接の同意、境界の確認等も済みであり、特に問題はありません。東部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。</p> <p>10番について報告します。場所は、国道213号線愛宕自動車の西側に野地山交差点があります。その交差点を南に入ってすぐの左側になります。申請は一般住宅用地です。排水は、合併浄化槽を設置し側溝に流します。雨水については、地下浸透及び側溝へ流します。隣接の同意、境界の確認等も済みであり、特に問題はありません。東部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>9番、10番については、15番委員のご報告のとおりです。ご異議等ありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議等ありませんので、議第6号9番、10番については許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>続いて、11番、12番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>11番、(同様に読み上げ)</p> <p>12番、(同様に読み上げ)</p>
議 長	<p>事務局より読み上げのありました11番、12番についての調査報告は、16番委員にお願いします。</p>

<p>16 番委員</p>	<p>11 番について報告します。場所は、県道中津高田線田尻交差点を中津港方面へ進み、ヨロズ自動車前の道を東に入り、約 500m 進んだところになります。申請は、駐車場用地です。雨水は、地下浸透及び隣接水路へ放流します。隣接の同意、境界の確認等も済みであり、特に問題はありません。東部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。</p> <p>12 番について報告します。場所は、国道 213 号線犬丸インター入口交差点から南に約 200 進んだところの左側に犬丸天満宮というお宮があり、その北側の農地になります。申請は、進入路用地です。雨水は、地下浸透で処理します。隣接の同意、境界の確認等も済みであり、特に問題はありません。東部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>11 番、12 番については、16 番委員のご報告のとおりです。ご異議等ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議等ありませんので、議第 6 号 11 番、12 番については、許可相当とし県に進達致します。</p> <p>続いて 13 番の審議に入る前に、6 番委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触する内容が含まれておりますので、一時退席をお願いします。</p> <p>(6 番委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、13 番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>13 番、(同様に読み上げ)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より読み上げのありました 13 番についての調査報告は、16 番委員をお願いします。</p>
<p>16 番委員</p>	<p>13 番について報告します。場所は、国道 213 号線野地山交差点の南側になります。申請は、駐車場用地です。雨水は、地下浸透及び西側水路へ放流します。隣接の同意、境界の確認等も済みであり、特に問題はありません。東部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。</p>

		ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	13 番については 16 番委員の報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議等ありませんので議第 6 号 13 番については許可相当とし、 農地部会に進達致します。 6 番委員の入室を許可します。
		(6 番委員 着席)
議	長	続いて 14 番の読み上げを事務局より申し上げます。
事務局		14 番、(同様に読み上げ)
議	長	事務局より読み上げのありました 14 番についての調査報告は、 16 番委員に申し上げます。
16 番委員		14 番について報告します。場所は、県道中津高田線を鍋島方面へ、橋を 渡って鍋島に入ると、ミツワの事務所があり、その裏側になります。申 請は、駐車場用地です。雨水は、南西側の水路に放流します。隣接の同意、 境界の確認等も済んでおり、特に問題はありません。東部地区審議 会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議のほどよろし く申し上げます。
議	長	14 番については、16 番委員のご報告の通りです。 ご異議等ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議等ありませんので議第 6 号 14 番については許可相当として、 県に進達致します。 続いて、15 番の読み上げを事務局より申し上げます。
事務局		15 番、(同様に読み上げ)

<p>議 長</p>	<p>事務局より読み上げのありました 15 番についての調査報告は、 38 番委員にお願いします</p>
<p>38 番委員</p>	<p>15 番について報告します。場所は、国道 212 号線を山国町に向かい、山国町に入ったところの交差点を国道 496 号線方面に約 2 k m 進んだところになります。申請は、駐車場用地です。雨水は地下浸透及び隣接水路に放流をします。他法令についても問題はありません。隣接の同意、境界確認等も済んでいます。特に問題はありません。山国地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議のほど、よろしくお願 いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>15 番については 38 番委員の報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議等ありませんので議第 6 号 15 番については許可相当とし、 県に進達致します。</p>
<p>議第 7 号 議 長</p>	<p>議第 7 号 その他について、何かありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>議 長 事務局長</p>	<p>事務局、事務連絡をお願いします。</p> <p>1 番目になります。 次回の農地部会の開催についてです。 日時は、平成 29 年 4 月 5 日 (水) 午前 9 時 30 分から。 場所は、市役所 3 階 大会議です。 2 番目になります。 次回の農地部会の開催についてです。 日時は、平成 29 年 4 月 12 日 (水) 午前 9 時 30 分から。 場所は、市役所 3 階 大会議です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは今回の総括を致します。</p>

議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
1 番から 14 番については、全て許可とします。

議第 2 号 農用地利用集積計画（案）について、
全て承認とし、中津市に回答します。

議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、
1 番から 14 番については全て許可と致します。

議第 4 号 農地競売公売買受適格証明書に関する件について、
1 番については、許可とします。

議第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、
1 番については、許可相当として県に進達致します。

議第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、
1 番から 15 番については、許可相当として県に進達致します。

以上を持ちまして、平成 29 年 3 月の農地部会を閉会します。

（終 午前 10 時 30 分）

議事録は会長の指揮により、事務局が作成する。

以上、議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを確認するために署名する。

署名委員

署名委員